



広島県

県有地売却応募要領

〔申込み先着順売却物件〕

次の売却物件については、次回の一般競争入札又は公募抽選による処分手続を開始するまでの間、申込み先着順により、この要領に記載している売却価格で売却します。

売却物件一覧

物件 番号	【財産】所在地番	地積 (㎡)	売却価格	用途地域等
1	三原市小泉町字大ユ田山 614 番 36 (注)	241.35	2,800,000 円	都市計画区域外
2	呉市倉橋町字大道川東 6427 番 2、6427 番 5	290.41	1,510,000 円	都市計画区域外
3	呉市宮原一丁目 11 番 13	349.77	2,200,000 円	都市計画区域内
4	江田島市江田島町中央五丁目 19055 番 2	265.59	945,000 円	非線引都市計画区域
5	江田島市江田島町鷺部一丁目 694 番 3	316.00	1,801,000 円	都市計画区域内
6	府中市上下町上下字田之上 109 番 6、109 番 13	257.12	1,180,000 円	非線引都市計画区域
7	竹原市港町二丁目 1030 番 27【建付地】	301.61	8,968,000 円	市街化区域
8	三次市向江田町 1022 番 1	590.66	1,610,000 円	都市計画区域内 (非線引き区域)

(注) 広島法務局が職権により実施する重複地番解消に伴う地番変更

物件番号1は「614番から10614番」に変更となっています。

申込みを希望する場合、申込みを行う前に必ず、現地及び物件の利用等に係る諸規制の調査確認を行ってください。

広島県総務局財産管理課

— 目 次 —

	ページ
1 申込みの受付及び問合せ先.....	1
2 申込みの方法等.....	1
3 申込み資格.....	1
4 売買契約の締結等.....	2
5 契約上の主な特約.....	2
6 売買代金の支払方法.....	3
7 所有権の移転等.....	3
8 その他の注意事項.....	4
9 財産売買契約書（見本）.....	5
10 財産譲受願.....	13
11 申 出 書.....	15

売却物件の購入を希望される方は、この要領を御承知の上、お申し込みください。

1 申込みの受付及び問合せ先

(1) 申込みの受付期間、受付場所及び問合せ先は、次のとおりです。

- ア 受付期間：次回の一般競争入札又は公募抽選による処分手続を開始するまでの間
(ただし、土曜日、日曜日、休日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く）
- イ 受付場所及び問合せ先：広島市中区基町10番52号
広島県総務局財産管理課（広島県庁舎本館3階）
TEL：082-513-2305（ダイヤルイン）

(2) 郵送の場合の送付先は、次のとおりです。（簡易書留の方法に限ります。）

[送付先]〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務局財産管理課

※ なお、申込みが同時に行われたと認められる場合は、当課職員の抽選により申込順を決定することとします。

2 申込みの方法等

(1) 申込方法

この要領12ページの「財産譲受願」に必要事項を記入・押印し、次の書類を添付の上、直接持参又は郵送によりお申し込みください。

※ 電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。

添付書類

○個人の場合……住民票、印鑑証明書、受領証…各1通

○法人の場合……履歴事項全部証明書、印鑑証明書、受領証…各1通

※住民票及び各種証明書は発行日から3か月以内のものを提出してください。

(2) 申込みに当たっての留意事項

ア 申込みに当たっては、物件数の制限はありません。ただし、同一物件に対しては、1世帯（1社）につき1申込みとなります。

イ 共有による取得の希望がある場合、財産譲受願に各々の共有持分を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

(3) 物件の確認について

申込みを行う前に、必ず申込者自身において、現地及び物件の利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

3 申込み資格

個人、法人を問わず誰でも申し込むことができます。

また、2人以上の共有名義で申し込むこともできます。

ただし、次に掲げる者は、申し込むことができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ア 広島県との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、3年を経過しない者
 - イ 広島県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合したと認められて、3年を経過しない者
 - ウ 広島県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、3年を経過しない者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められて、3年を経過しない者
 - オ 正当な理由なくして、広島県との契約を履行しなかったと認められて、3年を経過しない者
 - カ (2)アからオまでの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、3年を経過しない者
- (3) 次のいずれかに該当する場合
 - ア 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(3)エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 売買契約の締結等

- (1) 申込者は、広島県と売買契約を締結していただきます。
 ※売買契約は、「申込者」名義で締結することとなります。
 共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結することとなります。
- (2) 売買契約書（広島県保管用1部）に貼付する収入印紙は、申込者の負担となります。

5 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

- (1) 禁止する用途
 - ア 契約締結の日から**5年間**は、売却物件を風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します。
- ※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

イ 売却物件を暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、物件の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸すことを禁止します。

※「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいいます。

(2) 実地調査等

上記(1)の条件の遵守状況を確認するために、随時、物件の利用状況について実地調査することがあります。

実地調査の際には、申込者は、正当な理由なく、調査を拒み、妨げ、又は忌避してはなりません。

(3) 違約金

申込者が上記(1)又は(2)の条件に違反した場合は、違約金（売買代金の10/100に相当する金額）を支払っていただきます。

6 売買代金の支払方法

(1) 即納の場合

ア 申込者は、広島県が発行する納入通知書により、通知書で指定する金融機関において、納入通知日から10営業日以内に納付しなければなりません。

イ 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除することとなりますので、御注意ください。

(2) 支払期日延期の場合

ア 契約保証金

申込者は契約保証金（売買代金の100分の10に相当する金額）を支払っていただきます。

支払方法については、広島県が発行する納入通知書により通知書で指定する金融機関において、納入通知日から10営業日以内に納付していただくこととなります。

イ 売買代金

売買代金の完納期限は、別に定める指定期日までとなります（指定期日は、別に協議します。）。

支払方法については、契約保証金が売買代金の一部に充当された残金について、広島県が発行する納入通知書により、指定期日までに残金を納付していただくこととなります。

ウ 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として広島県に帰属することとなり、お返ししません。御注意ください。

エ 契約保証金は、その受入れ期間について利息を付けません。

7 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。（図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。）

(2) 財産の所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、広島県が管轄法務局に対して行います。住宅ローンなど金融機関からの借受け金担保のために、所有権移転登記の連件として抵当権設定登記を同時申請される場合、申込者から登記手続を依頼された司法書士が、広島県に対してこの要領14ページの「申出書」を提出することにより、売買代金の完納を確認後、広島県から司法書士に対して、所有権移転登記嘱託書をお渡しします。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、申込者の負担となります。

- (4) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (5) 申込者は、売却物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

8 その他の注意事項

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 物件の引渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。
なお、各物件には、看板及び赤い幟が設置されています。
- (3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、物件によっては、足元が悪い所もありますので、注意してください。
- (4) 地下埋設物及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。
- (5) 建物の建築や土地の利用に当たっては、建築基準法及び県・市町の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、必ず事前に、関係機関に御確認ください。
- (6) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、広島県の責めに帰することができない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、申込者の負担とします。
- (7) 申込者が、売買契約に定める義務を履行しないために、広島県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 売却物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

※ 物件は、現況のままで引き渡します。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)

建物等の点検・清掃・補修・撤去、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の点検・補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切広島県では行いません。

また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、広島県では、点検・補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問合せの上、各自で対応してください。

建物については、閉鎖後、特段の修繕・保守管理を行っておりませんので、使用にあたっては、購入後に、点検・修繕等が必要になる場合があります。

地下埋設物及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。

地盤調査については、木造瓦葺2階建専用住宅の建築を想定してスウェーデン式貫入試験（地盤内部でおもり付きの金属棒を回転させ、貫入量と回転数を測定し、地耐力など土質の性状を探查）等を実施しています。

財 産 売 買 契 約 書（見本）

広島県を甲とし、（購入者）を乙として、甲と乙は、次のとおり財産売買契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の財産（土地の定着物及び付帯工作物等を含む。）を乙に現況で売り渡し、乙は甲から事前に配付された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積（㎡）	備 考
				現況渡し

【建物】

所 在	家屋番号	構 造	延べ面積（㎡）	備 考
				現況渡し

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う財産の売買代金（以下「代金」という。）は、金（ ）円とする。

（代金の納付及び遅延利息）

第3条 乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、甲の定める納付期日（以下、「納付期日」という。）までに納付しなければならない。

2 乙は、代金を納付期日までに完納しないときは、納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年 14.5 パーセントの割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した金額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（所有権の移転）

第4条 財産の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付したときに、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、財産の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

（財産の引渡し）

第5条 甲は、前条の規定により、財産の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

（登記手続等）

第6条 この契約による財産の所有権移転の登記は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後において、乙の請求により、甲が囑託して行うものとし、乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による財産の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第7条 乙は、この契約締結の時から財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求しない。

（契約不適合責任）

第8条 乙は、第4条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該財産が種類・

品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完、費用の負担、代金の減額、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

(禁止用途)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年を経過する日までの期間（以下「指定期間」という。）、財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、財産の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸し付けてはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、指定期間中、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第11条 乙は、第9条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、第2条に規定する代金の100分の10に相当する額とする。

3 第1項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が負担した契約の費

用は返還しない。

(有益費等請求権の放棄)

第 14 条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの財産に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が財産を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、財産が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより財産を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該財産について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、第 12 条の規定によりこの契約が解除された場合は、第 4 条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの財産の賃貸料に相当する額（甲の算定する額）を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 13 条第 1 項の規定により代金を返還する場合において、乙が第 15 条第 2 項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第 19 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(専属的合意管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事

乙 住 所

氏 名

財 産 売 買 契 約 書（見本）

広島県を甲とし、（購入者）を乙として、甲と乙は、次のとおり財産売買契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の財産（土地の定着物及び付帯工作物等を含む。）を乙に現況で売り渡し、乙は甲から事前に配付された資料及び現地等を確認し、一切の疑義なくこれを買受けることを約した。

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積（㎡）	備 考
				現況渡し

【建物】

所 在	家屋番号	構 造	延べ面積（㎡）	備 考
				現況渡し

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う財産の売買代金（以下「代金」という。）は、金（ ）円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金（売買代金の10%）円を甲の発行する納入通知書により甲が指定する日までに甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

（契約保証金の処分）

第4条 甲は、乙が代金を次条の甲の定める納付期日（以下、「納付期日」という。）までに甲に完納したときは、乙の請求により、遅滞なく前条第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 前条第1項の契約保証金は、乙が代金を納付期日までに甲に完納しないときは、何らの手続を要せず、甲に帰属するものとする。

（代金の納付及び遅延利息）

第5条 乙は、財産の代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を代金から控除した金額）を甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日（以下、「納付期日」という）までに甲に納付しなければならない。

2 乙は、代金を前項の納付期日までに完納しないときは、その納付期日の翌日から遅延金額を納付した日までの期間に応じ、当該遅延金額につき年14.5パーセントの割合（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）で算定した金額を遅延利息として甲に支払うものとする。

（所有権の移転）

第6条 財産の所有権は、乙が代金を甲に全額を納付したときに、乙に移転する。ただし、前条第2項に規定する遅延利息が生じている場合には、財産の所有権は、乙が代金及び当該遅延利息の全額を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

(財産の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により、財産の所有権が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

(登記手続等)

第8条 この契約による財産の所有権移転の登記は、第6条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後において、乙の請求により、甲が囑託して行うものとし、乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

2 前項の規定による財産の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結の時から財産の引渡しの時までにおいて、当該財産が、甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減免を請求しない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、第6条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した後においては、当該財産が種類・品質・数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完、費用の負担、代金の減額、この契約の解除、又は損害賠償の請求をしない。

(禁止用途)

第11条 乙は、この契約締結の日から5年を経過する日までの期間（以下「指定期間」という。）、財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、財産の所有権を第三者に移転し、又は物件を第三者に貸し付けてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、指定期間中、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条又は前条第2項の規定に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、第2条に規定する代金の100分の10に相当する額とする。

3 第1項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。

(2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。

(3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認

められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(返還金等)

第15条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が負担した契約の費用は返還しない。

(有益費等請求権の放棄)

第16条 乙は、この契約が解除された場合において、乙がこの財産に支出した必要費、有益費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第14条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が財産を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、財産が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより財産を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該財産について甲を登記権利者とする所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、第14条の規定によりこの契約が解除された場合は、第6条の規定により財産の所有権が甲から乙に移転した日からこの契約が解除された日までの財産の賃貸料に相当する額（甲の算定する額）を、損害賠償金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙がこの契約による義務を履行しないため、甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を、甲の算定するところにより、甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第15条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第17条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(専属的合意管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事

乙 住所

氏名

財 産 譲 受 願

令和 年 月 日

広島県知事様

申請人

住 所

氏名または名称

及び代表者氏名

㊞

次のとおり財産を譲渡してください。

財産の表示	所 在
	明 細
用 途	
希 望 価 格	
代 金 の 支 払 方 法	

添付書類：個人の場合 住民票、印鑑証明書、受領証（敷地境界等に関する資料の受取）

法人の場合 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、受領証（敷地境界等に関する資料の受取）

財 産 譲 受 願

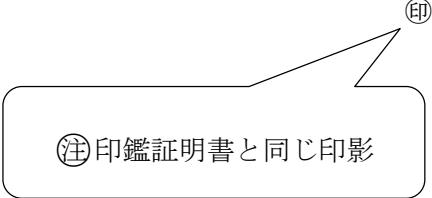
令和××年××月××日

広島県知事様

申請人

住 所
氏名または名称
及び代表者氏名

次のとおり財産を譲渡してください。


 ⑨ 印鑑証明書と同じ印影

財産の表示	所 在 広島市中区紙屋町△△番△号
	明 細 土 地
用 途	住宅用地
希 望 価 格	○, ○○○, ○○○円 ⑨ 売出価格以上をご記入ください。
代 金 の 支 払 方 法	即納 ⑨ 即納又は支払期日延期のどちらかをご記入ください。

添付書類：個人の場合 住民票、印鑑証明書、受領証（敷地境界等に関する資料の受取）

法人の場合 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、受領証（敷地境界等に関する資料の受取）

申 出 書

令和 年 月 日

広島県知事様
(財産管理課)

事務所の所在地

職名・氏名
(電話：)

職印

私こと司法書士_____は、_____から、不動産の表示記載の物件について、登記申請に係る一切の件につき委任されました。

つきましては、不動産の表示記載の物件に係る広島県を登記義務者とする所有権移転登記に係る書類は私が管轄法務局に対して提出いたします。

なお、所有権移転登記に係る書類提出に係る一切の責めは私が負います。

1 不動産の表示

--

2 登記嘱託書を提出する理由（例：抵当権設定登記申請を同時に行うため。）

--

3 登記嘱託書を提出する予定の年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

※抵当権設定登記など登記申請に係る委任状の写しを添付してください。

所有権移転登記に係る書類を法務局に提出した際の受付番号・受付年月日（任意の様式で結構です）をファックス（fax:050-3156-3479、広島県総務局財産管理課県有地販売促進グループあて）で御連絡ください。

受 領 書

令和 年 月 日

所有権移転登記に係る書類を受領しました。

事務所の所在地
職名・氏名

職印